

平成十四年内閣府令第三十五号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令
 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）を、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに
 関する内閣府令を次のように定める。
 自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
 表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条の九 第一項	法第七十四条の三第一項 副安全運転管理者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第十九条第一項の規定によ り読み替えて適用される法第七十四条の三第一項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者（以下単に「副安 全運転管理者」という。）
第九条の九 第二項	法第七十四条の三第六項 法第七十七条の二、法第七十七条の二の 二（第一項第七号及び第九号を除く。） 法第七十八号第二項第三号 法第七十九号第二項第四号 法第七十九号の二の四第二項 法第七十四条の三第四項	法第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 法第七十七条の二第二項、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条の二第二項、法第七十七条の二 の二第一項（第七号及び第九号を除く。）、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七号の二の二第二項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八号第二項第三号 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十九号第二項第四号 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十九号の二の四第二項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の三第四項
第九条の十	法第七十四条の三第二項の 法及び法 法の	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の三第二項の 法及び運転代行業法並びにこれら これらの
一 第九条の十	法第七十五条第一項第七号に掲げる行為 法第七十四条の三第四項 自動車 二十台以上四十台未満 四十台以上 四十台以上二十台まで	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第一項第七号に掲げる行為 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の三第四項 運転代行業法第二十七条に規定する随伴用自動車 十台以上二十台未満 二十台以上 二十台以上十台まで
四 第九条の十	法第七十五条第九項 法第七十五条第二項 法第七十五条の二第一項 車両の使用者	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第九項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条の二第一項 自動車運転代行業者
五 第九条の十	法第七十五条第九項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第九項
六 第九条の十	法第七十五条第十項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第十項

附則

この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二七日内閣府令第七四号）抄

（施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。
 附則（平成一六年一二月一〇日内閣府令第九七号）抄
 （施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月二〇日内閣府令第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年一月三日内閣府令第七二号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年六月二二日内閣府令第四五号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

附則（令和二年一月一三日内閣府令第七〇号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則（令和四年九月一四日内閣府令第五四号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和四年二月二三日内閣府令第六七号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。